

仕様書に対する質問・回答書 2

令和 8 年 3 月 2 7 日

物品・委託役務等の名称 (規格・数量等)	地域交流センター・保育施設等 A E D 貸貸借 (その 2)
-------------------------	---------------------------------

No	質問事項	回答
1	<p>仕様書 規格</p> <p>「画面表示」とありますが、カラー液晶画面による操作説明との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、AED 本体の音声ガイダンスと液晶画面の操作説明が連動していなければ、AED を使用する際に混乱する恐れがあるため、AED 本体の音声ガイダンスと液晶画面によるイラストと文字による操作説明が連動していることが必須との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>画面表示は、視覚で操作説明がわかるものという認識です。</p> <p>指定品については、視覚と聴覚が連動しているものと認識しております。</p>
2	<p>納品日について</p> <p>見積提出当日に結果はわかりますでしょうか。</p> <p>見積提出から契約開始日までの期日が短いため、納品日については別途協議とさせていただくことは可能でしょうか。</p> <p>もしくは納品が間に合わない場合、現在弊社で提供している AED を納品までの間、代わりに設置しておくことでよろしいでしょうか。</p>	<p>開札後、直ちに落札候補者へ電話連絡します。</p> <p>仕様書に定めた期限で納品してください。</p>
3	<p>仕様書 3</p> <p>「日本光電 AED3100 シリーズ AED3150」とありますが、遠隔監視システムは必須の認識でよろしいでしょうか。</p> <p>遠隔監視システムが必須な場合は日本光電工業株式会社が提供する A E D リモート監視システムを利用して 1 日 1 回の A E D 自己診断結果の情報を弊社で受信し、消耗品の交換時期等を確認、異常がある場合はお客様ご指定の連絡</p>	<p>必須としていません。</p>

	<p>先に弊社コールセンターから電話連絡によりご報告させていただき、AEDの異常内容をお客様にご確認頂く運用が必須であるとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また上記対応に加え、AEDの稼動状態（AED本体の故障、パッドの使用期限、バッテリー残量）のレポート提出は必要でしょうか。必要な場合、レポートの提出のタイミングを「毎月」「隔月」「年1回」からお教え頂けませんでしょうか。なおレポートの提出は遠隔監視システムをご利用の場合に限定したサービスでメールにて提出します。</p> <p>また設置場所の電波状況が悪い場合は、通信状況の改善する場所を検討し、それでも改善が難しい場合は、別途協議するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	
4	<p>仕様書 7 (2)</p> <p>「キャリングケース」とありますが、メーカー純正品とデザインは異なりますが、機能は同じ(AED 本体、予備電極パッド、レスキューキット収納)弊社製のキャリングケースでもよろしいでしょうか。</p>	問題ありません。
5	<p>仕様書 10 (2)、12 (1)</p> <p>「修理」とありますが、機器の異常が発生した場合は、弊社コールセンターに連絡いただくことで、状況を確認のうえ機器交換を行い、原状復帰します。</p> <p>そのため、修理業の許可は不要との認識でよろしいでしょうか。</p>	仕様書のとおりです。
6	<p>仕様書 12 (2)</p> <p>「訪問し交換作業を行い、次回交換時期を明記」とありますが、仕様書 9 記載の通りに郵送で交換を行う場合は、弊社では全ての消耗品の期限を管理しており、使用期限前に自動で消耗品を郵送しますので、次回交換時期の明記は不要とさせていただきますでしょうか。</p>	仕様書のとおりです。

7	<p>仕様書 9 (5)、12 (2)</p> <p>仕様書 9 (5) には「各消耗品の費用～契約金額に含むものとする」とありますが、仕様書 12 (2) には「事故発生使用における消耗品は、別途賃貸借人の負担で購入」とあります。</p> <p>AED 使用時は、仕様書 12 (2) の通りで別途賃借人負担で購入いただける認識でよろしいでしょうか。</p>	仕様書のとおりです。
8	<p>仕様書 12 (5)</p> <p>「担当者を対象に説明を十分にすること」とありますが、AED に付帯する簡易取扱説明書に胸骨圧迫・人工呼吸の手順が図示され、その他に取扱説明書を同梱しており、取扱説明の YouTube 動画を用意しています。また、弊社コールセンター (24 時間対応) へ連絡いただければ、質問や不明点に詳しくお応えする体制もございます。</p> <p>そのため、現地での説明対応は不要とさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>もし、現地対応が必要である場合には、弊社社員が AED 本体を展示し、取扱説明書を用いて、具体的に AED 使用方法・心肺蘇生法を説明することによりよろしいでしょうか。</p>	納品時の担当者への説明は必須としております。説明対応については、お見込のとおりです
9	<p>仕様書 12 (8)</p> <p>「動産保険に加入」とありますが、次の内容で動産総合保険同等以上を保証しておりますので、加入は不要でよろしいでしょうか。</p> <p>弊社は、「装置の盗難・破損・故障の原因がお客様にある場合を除き、弊社の費用負担により装置の交換または修繕を行う」との基準により、対応をいたしております。</p> <p>お客様に原因がないものとして、弊社費用負担による対応となります範囲につきましては、以下の例をご参照ください。なお、以下は代表的な状況を例示したものであり、実際に AED の盗難等が</p>	動産総合保険同等以上のものであれば、かまいません。

発生した場合は、その状況について確認した上での対応となりますことを、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

< 盗難・紛失 >

(弊社費用負担となる例)

盗難を防止する十分な物理的規制があったにもかかわらず、盗難が発生した場合
[十分な物理的規制といえる目安]

- ① 誰でもいつでも取り出せる状態で保管する場合は、警報装置のついた弊社の用意した専用のボックスに保管されている。
- ② マンションなどの場合、エントランス等のオートロックの内側に設置されている。
- ③ 施設内に設置する場合、AEDの持ち出しを施設の管理者が目視できるところに設置されている。
- ④ AEDを設置している施設が夜間無人となる場合は、施錠され外部からの侵入が制限されている。

(弊社費用負担とならない例)

- ① 盗難を防止する十分な物理的規制がない場合 (上記の目安を満たさない場合)
- ② AEDを持ち出し、移動中や使用後に置き忘れ、盗難にあった場合
- ③ お客様の監視下にある者による盗難であった場合

< 破損・故障 >

(弊社費用負担となる例)

- ① 必要なときにAEDを持ち出そうとして、うっかり落とした場合
- ② 壁掛け用金物にしっかりと取り付けていたが、第三者が誤ってぶつかり落下して破損した場合

(弊社費用負担とならない例)

- ① 故意に壊した場合
- ② 車道上など破損の可能性が高い場所

	<p>に置いていた場合</p> <p>③ 機器を分解した場合</p> <p>④ A E Dの取扱説明書に記載された保管環境を逸脱して保管されていた場合</p> <p>< 天災害による破損・滅失 ></p> <p>お客様に原因がないことから、契約規約に従い弊社費用負担で、装置の交換または修繕を行います。</p>	
--	---	--